

## 放課後児童クラブ保護者負担金の助成のお知らせ

保護者の皆様へ

西予市では、放課後児童クラブをご利用する方の経済的負担を軽減するため、放課後児童クラブに支払った保護者負担金の一部を助成いたします。令和6年度に助成対象であった方も新たに申請が必要です。

西予市子育て支援課

### 1. 対象者

西予市内の放課後児童クラブを利用する、次の世帯の方が対象となります。

(1) 生活保護を受けている世帯

(2) 市民税が非課税の世帯※

※非課税の世帯の判定は、4月、5月分は前年度の市民税額、6月から3月分は今年度の市民税額により行います。

### 2. 助成額

放課後児童クラブに支払った保護者負担金のうち、入会金、長期休暇中の上乗せ利用料、延長利用料、保険料及び行事参加費等を除く利用料金について、次のとおり助成します。

世帯	助成額
(1) 生活保護を受けている世帯	100%
(2) 市民税が非課税の世帯	50%

### 3. 助成手続

子育て支援課又は支所地域生活課に「**西予市放課後児童クラブ保護者負担金助成事業交付申請書(様式第1号)**」をご提出ください。各放課後児童クラブでは申請を受け付けておりませんのでご注意ください。

なお、申請期限は令和8年3月末となります。

※令和6年1月2日以降に西予市に転入された方は、課税証明書を添付のうえご提出ください。

#### 添付書類について

**令和6年1月2日以降に西予市に転入された方**

→令和6年度の課税証明書を添付してください。(転入前の市町村が発行)

**令和7年1月2日以降に西予市に転入された方**

→令和6年度と令和7年度の課税証明書を添付してください。(転入前の市町村が発行)

### 4. 助成金の振込手続

申請書の審査後、市から交付決定通知を受けた保護者は、子育て支援課又は支所地域生活課に「**西予市放課後児童クラブ保護者負担金助成事業交付請求書(様式第6号)**」に各放課後児童クラブが発行する領収書を添付してご提出ください。※請求書は随時受け付けています。